

令和 8 年度 第 5 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 8 年 7 月 21 日（火） 午前 9 時 30 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (13 人)	1 番 前田 正秀	2 番 秦野 英作	3 番 丸山 環	4 番 村上 隆
	5 番 幅田 高広	6 番 中本 敏彦	7 番 安谷 潔美	8 番 小前 茂雄
	9 番 石賀 英男	10 番 伊藤 英之	11 番 足立 紀美世	12 番 久米 繁好
	13 番 福田 昌治			
欠席委員 (0 人)				
出席推進委員 (0 人)				
欠席推進委員 (0 人)				
事務局	事務局長 佐藤 陽一、局長補佐 岩本 隆宏			
提案議案	議案第 17 号 議席の決定について 議案第 18 号 会長及び会長職務代理者の選出について 議案第 19 号 琴浦町農地利用最適化推進委員の選任について			
報告事項				

事務局	ただ今より令和８年度第５回琴浦町農業委員会総会を開催いたします。臨時議長の決定まで、事務局が議事進行をさせていただきます。 本日の総会は、農業委員会等に関する法律第２７条第１項「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は町長が招集する。」の規定に基づき、町長が招集したものです。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。 続きまして本日の出席委員の報告です。 出席委員は１３名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任する委員の過半数が出席されていることから、令和８年度第５回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告いたします。 続きまして、日程２ 臨時議長の選出についてお諮りします。 臨時議長の指名につきましては、地方自治法第１０７条の規定「議長の職務を行うものがないときは、年長の議員が臨時議長の職務を行う。」を準用して、出席委員の中で最年長の前田正秀委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、ご異議はありませんでしょうか。 (異議等なし) 異議なしということですので、前田委員に臨時議長をお願いいたします。 (前田委員臨時議長席に移動)
臨時議長	議長に指名されました前田です。議事がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をお願いします。 日程３ 議事録署名委員の指名に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	慣例では、最年少委員２名を議事録署名委員に指名することになっています。
臨時議長	ただいま事務局から説明がありましたとおり、最年少委員の幅田委員と足立委員の２名を指名してよろしいでしょうか。 (異議等なし) 異議なしということですので、議事録署名委員を、幅田高広委員と足立紀美世委員をお願いしたいと思います。 日程４ 議事に移ります。議案第１７号 議席の決定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	琴浦町農業委員会総会会議規則第６条の規定により、「委員の議席は議長が総会で定める。」となっています。 慣例により、くじ引きで抽選を行い議席を決定するのがよいと考えます。抽選の順序については、慣例では予備抽選を行わず、名簿順で実施しています。
臨時議長	議案第１７号 議席の決定については、事務局の提案のとおりとする

事務局	ことよろしいでしょうか。 (異議等なし) 異議なしということですので、名簿順にくじを引いていただき、議席を決定することとします。 それでは、前の方にくじを準備していますので、名簿の順番に1人ずつくじを引いていただきます。 引き終わられた方は、事務局職員が記録しますので、こちらにくじを持ってきていただきますようお願いします。
臨時議長 事務局	(くじ引き開始・終了) 議席が決定しましたので、事務局から発表をお願いします。 議席番号を発表します。 ただし会長の議席番号は最後の13番となりますので、会長が決定しますと、会長以降の議席番号が1番ずつ繰り上がることになりますので、ご了承願います。 議席番号1番 前田正秀委員、議席番号2番 秦野英作委員、議席番号3番 丸山環委員、議席番号4番 村上隆委員、議席番号5番 福田昌治委員、議席番号6番 幅田高広委員、議席番号7番 中本敏彦委員、議席番号8番 安谷潔美委員、議席番号9番 小前茂雄委員、議席番号10番 石賀英男委員、議席番号11番 伊藤英之委員、議席番号12番 足立紀美世委員、議席番号13番 久米繁好委員。
臨時議長	議席番号はさきほど事務局が発表したとおりとし、会長決定後、正式に決定となります。
事務局	次に、議案第18号 会長及び会長職務代理者の選出について、事務局から説明をお願いします。 農業委員会等に関する法律第5条第1項に、「農業委員会に会長を置く。」とあります。 また、同条第5項に、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」とあります。 また、琴浦町農業委員会規則において、会長及び会長職務代理者の互選は単記無記名の投票、委員から異議が無いときは指名推選の2通り方法があります。
臨時議長	以上です。 ただいま事務局から説明がありましたが、選出方法について、単記無記名投票と指名推選のどちらにするか、皆さんの中で意見のある方はお願いします。
村上委員 臨時議長	(村上委員より挙手あり) 指名推選による選出がよいのではないのでしょうか。 村上委員より、指名推選による選出がよいのではという意見が出ましたが、他に意見がなければ、指名推選ということで決定したいと思いま

事務局	すが、異議はないでしょうか。 (異議等なし) 選出方法は指名推選で行うことと決定します。それでは、事務局から指名推選についての説明をお願いします。 指名推選について説明します。 慣例では、東伯地区、赤碕地区でそれぞれ選考委員を選出し、選考委員会で選考するという方法としています。 令和5年7月の改選時には、東伯地区から2名、赤碕地区から2名の選考委員が選出され、オブザーバーとして事務局1名が加わりました。 以上です。
臨時議長	ただいま事務局から説明があったとおりの選考方法でよろしいでしょうか。 (異議等なし) 異議なしということですので、事務局の説明どおりの選考方法に決定することとします。
事務局	東伯地区から2名、赤碕地区から2名を地区の中で話し合っていて選出していただきますようお願いします。
臨時議長	(東伯地区、赤碕地区に分かれて選考委員を選出) 総会を再開します。 選考委員に、東伯地区は久米委員と丸山委員、赤碕地区は石賀委員と村上委員が選出されました。 この4人が選考委員になることについて、異議はないでしょうか。 (異議等なし) 審議される際に、4人の中で選考委員長を決めていただき、選考委員長から選考結果の発表をお願いします。 それでは、3階中会議室にて審議をお願いします。その間いったん休憩に入ります。 (選考委員の4名と事務局長は、3階中会議室へ移動して選考委員会を開催するため、総会を一時中断) (選考委員会終了後、選考委員4名と事務局長の復帰を確認して総会を再開)
臨時議長	総会を再開します。 選考委員長の久米委員から選考結果の報告をお願いします。
久米選考委員長	4人の選考委員で慎重に審議を行った結果、会長に福田昌治委員、会長職務代理者に中本敏彦委員を推すことに決定しましたので報告します。
臨時議長	ただいま選考委員長から報告があったとおり、会長及び職務代理者を決定することに異議はありませんでしょうか。承認される方は挙手をお願いいたします。

事務局	(挙手全員) 全員賛成ということですので、会長に福田昌治委員、会長職務代理者に中本敏彦委員とすることに決定します。 福田昌治委員が会長に選出されたため、議案１７号 議席の決定について、一部委員の番号が変更になります。 ５番であった福田昌治委員が会長となり１３番となるため、６番以降がひとつずつ繰り上がります。 議席番号５番 幅田高広委員、議席番号６番 中本敏彦委員、議席番号７番 安谷潔美委員、議席番号８番 小前茂雄委員、議席番号９番 石賀英男委員、議席番号１０番 伊藤英之委員、議席番号１１番 足立紀美世委員、議席番号１２番 久米繁好委員、議席番号１３番 福田昌治委員となります。
臨時議長	ここで就任のあいさつをお願いしたいと思います。 はじめに、福田昌治会長をお願いします。
福田会長	(会長就任挨拶)
臨時議長	次に、中本敏彦会長職務代理者をお願いします。
中本会長職務代理者	(会長職務代理者就任挨拶)
臨時議長	会長が決定しましたので、いったん休憩します。 再開後、１９号議案から、議長を福田昌治会長に交代します。 みなさま、議事進行にご協力いただきありがとうございました。
事務局	議案第１９号の前に、会長は、農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会に出席します。 評価委員会が終了して、総会に提案する農地利用最適化推進委員候補者が決定してから総会を再開します。
議長	休憩時間を利用し、町報１０月号に掲載する写真撮影を３階中会議室で行いますので、順番にお呼びしますのでそれまで待機をお願いします。 (評価委員会を２階会議室で開催するため、総会を一時中断) (評価委員会終了後、議長を福田会長に交代し、総会を再開) 総会を再開します。
事務局	議案第１９号 琴浦町農地利用最適化推進委員の選任について、事務局から説明をお願いします。 農地利用最適化推進委員の任期が７月１９日までであったため、農業委員会等に関する法律第１７条第１項の規定に基づき、新たな推進委員１２名の委嘱について、農業委員会の同意を求めるものです。 応募者は、定数１２名に対し１４名の推薦・応募がありましたが、うち１名は農業委員に任命されたので、１３名の評価を行うため、さきほど別室で評価委員会を開催しました。
	八橋地区以外の８地区は地区の定数と同数の推薦・応募者があり、八

議長	橋地区は2人の定数に対し、3名の推薦・応募がありました。 評価委員会では、推薦・応募された方の熱意や農地利用の最適化に識見を有するかなどについて評価し、慎重審議を行いました。 お手元に配布した議案第19号の一覧をご覧ください。 八橋地区は北中善隆さん、遠藤一夫さん、浦安地区は池山晃広さん、三嶋邦彦さん、下郷地区は松本芳己さん、小前伸仁さん、上郷地区は桑本慎吾さん、古布庄地区は山本弘一さん、赤碕地区は入江敏朗さん、成美地区は澤田光秋さん、安田地区は眞山一郎さん、以西地区は山本智彦さん。評価委員会では議案として配布した方を適任として選考いたしております。以上です。 事務局から、農地利用最適化推進委員の選任について説明がありましたが、ご質問はありませんでしょうか。 (質問等なし) 承認するにあたり、採決が必要となります。どのような採決方法がよいかお謀りしたいと思います。 慣例では、挙手による採決を行っています。 (意見等なし) 異議がなければ挙手による採決を行いたいと思います。 議案第19号について、承認するという方は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ということで、12名の候補者全員を承認し、農地利用最適化推進委員を委嘱することに決定しました。
事務局	日程5 その他に移ります。 事務局からお願いします。 (琴浦町環境審議会委員について説明) (琴浦町農業委員会の直近の予定を説明)
議長	予定していた審議は、以上ですが、みなさまから何かありませんでしょうか。
伊藤委員 議長	(伊藤委員より挙手あり) (赤碕町土地改良区よりダムの貯水量について報告) その他ありませんか。
小前委員	(小前委員より挙手あり) 農家相談が毎月1～2回あり、町報に何時が農家相談日か書いてありますが、地区担当委員の名前を出すことはできませんか。 名前が出たから相談に行く行かないということはないが、活動しているということが目に見えて分かりやすい。 東伯地区の〇〇、赤碕地区の〇〇が今回の担当委員ですと掲載してもよいのではないか。

議長	かなり前に町報が発行されるが、変更があった場合がどうなのか。事務局はどうですか。
事務局	1日付で町報が発行されて、その前月の10日前後に記事の締め切りがある。それ以降の変更、キャンセルは難しい。そこがなければ、農業委員、農地利用最適化推進委員の氏名はオープンにしているので、誰が担当するか掲載するのは可能ですが、変更になったときにどうするかということはありません。
議長	皆さん、いかがでしょうか。 (村上委員より挙手あり)
村上委員	相談があるという記事があり、相談員が出て受付するということはあるが、名前は出ない。行政相談でも人権相談でも、今回は誰が担当で対応する出るかということはない。必要ないのかなと思います。
議長	他の委員はどうですか。 村上委員は反対ということであり、農地利用最適化推進委員も全員集まる全員協議会で再度提案してもらえたらと思います。
議長	その他ありませんか。 (質問等なし) 以上をもちまして、令和8年度第5回農業委員会総会を終了いたします。